（略）	（略）

備考

一　（略）

二　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信（以下「インマルサット等直接印刷電信」という。）に代えることができる。

三　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等直接印刷電信又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）に代えることができる。

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1)　（略） (2)　インマルサット等直接印刷電信 ロ　（略）
国際航海旅客等以外の船舶	イ　(1)から(4)までのいずれかの無線電信等 (1)・(2)　（略） (3)　インマルサット等直接印刷電信 (4)　インマルサット等無線電話 ロ　（略）

備考　（略）

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
すべての船舶	イ　(1)から(5)までのいずれかの無線設備 (1)・(2)　（略） (3)　インマルサット等直接印刷電信 (4)　インマルサット等無線電話 (5)　（略） ロ　（略）

（略）	（略）

備考

一　（略）

二　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信に代えることができる。

三　短期間のみＡ４水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備（ＶＨＦ無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話に代えることができる。

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1)　（略） (2)　インマルサット直接印刷電信 ロ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　(1)から(4)までのいずれかの無線電信等 (1)・(2)　（略） (3)　インマルサット直接印刷電信 (4)　インマルサット無線電話 ロ　（略）

備考　（略）

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
すべての船舶	イ　(1)から(5)までのいずれかの無線設備 (1)・(2)　（略） (3)　インマルサット直接印刷電信 (4)　インマルサット無線電話 (5)　（略） ロ　（略）